



島根県報

平成23年11月 1 日 (火)

号外 第 186 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	2
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	8

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第8号**

地方自治法第199条第2項の規定により実施した平成22年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月1日

島根県監査委員 田 中 八洲男
同 石 原 真 一
同 法 正 良 一
同 山 川 博 司

平成22年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

意 見	処 理 方 針 ・ 措 置 状 況
<p>1 計画的な試験研究機器の購入及び更新について</p> <p>監査実施機関の中には、組織再編、施設の移転整備等の過程で、試験研究機器の集中導入等が行われ、今後これらの機器の更新需要も想定されるところである。しかしながら、近年の厳しい財政運営の中では、新たな機器導入や一律の更新は相当困難な状況にある。</p> <p>については、機器の購入及び更新にあたっては、今後の研究課題との関連、リース機器との比較、外部委託、他の研究機関との共同利用・相互利用の可能性など多角的に検討し、計画的に購入、更新していく必要がある。</p> <p>その際は、国や各団体の外部資金の導入についても十分検討しておく必要がある。</p>	<p>1 計画的な試験研究機器の購入及び更新について</p> <p>(中山間地域研究センター) 所管部局：地域振興部</p> <p>厳しい財政運営の中で、新たな機器の購入や一律の更新は相当困難な状況にあることから、効率的に機器を整備するため更新計画を定め、機器を購入する際はセンターに試験研究機器選定等委員会を設置して、その中で、購入計画、リース契約との比較、外部委託の検討、他機関との共同又は相互利用の検討及び外部開放など購入後の活用方法も含めて検討することとしている。</p> <p>(保健環境科学研究所) 所管部局：健康福祉部</p> <p>試験研究機器の購入や更新にあたっては、従前から計画的に行ってきたところであるが、今後は、業務上の必要性やリース機器との比較等をより多角的に検討し、計画的に購入や更新を図ることとした。</p> <p>(農業技術センター) (畜産技術センター) (水産技術センター) 所管部局：農林水産部</p> <p>使用頻度が高く、汎用性の高い機器については、更新計画を策定し、適切に更新・運用を行うよう努める。</p> <p>特殊用途の機器や、高額な機器については、リースでの導入も含めて検討し、負担軽</p>

<p>2 機種選定にあたっての取扱いについて</p> <p>機器の購入及び更新にあたっては、同等機種との比較、保守管理料・材料費等導入後の維持管理費はもとより、導入後の使用頻度や研究テーマ終了後の活用方法などの検討が重要である。そのためには、機種選定組織の設置や機種選定基準の作成あるいは見直しを行い、公正な選定と取得後の効率的な使用に資する必要がある。</p>	<p>減と適切な運用に努める。</p> <p>(産業技術センター)</p> <p>所管部局：商工労働部</p> <p>試験研究機器に係る整備計画の策定と実施については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 整備計画の策定</p> <p>購入後10年以上を経過し老朽化が目立つ機器や、新たな県内産業のニーズに対応するため計画的な機器の更新が必要なところである。</p> <p>そのため、平成22年度に向こう5カ年を目処に下記の点に留意した機器更新計画を策定したところである。</p> <p>○更新の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故障等の問題があり、今後5年間で更新が必要な機器。 ・依頼試験が30件以上または機器開放が30時間以上のもの。 ・研究開発業務または技術指導業務で使用頻度が高いもの。 <p>(2) 整備計画の実施</p> <p>上記の整備計画に基づき、H23年度に地域活性化交付金を活用し23台の機器整備を予定している。</p> <p>2 機種選定にあたっての取扱いについて</p> <p>(中山間地域研究センター)</p> <p>所管部局：地域振興部</p> <p>試験研究機器選定等委員会を設置し、その中で、「同等機種との比較」、「保守管理料や材料費等導入後の維持管理」、「導入後の使用頻度」や「研究テーマの終了後の活用方法」も含めて検討を行う。</p> <p>(保健環境科学研究所)</p> <p>所管部局：健康福祉部</p> <p>機種選定にあたっては、保健環境科学研究所購入備品機種等選定委員会において審議の上決定しているが、公正な選定と取得後の効率的な使用に資するため、当該委員会においてより慎重に審議を行うこととした。</p> <p>(農業技術センター)</p> <p>(畜産技術センター)</p>
---	---

(水産技術センター)

所管部局：農林水産部

農業技術センターでは機種選定委員会を設置しているが、今後は、能力、使用方法、保守管理、他の研究テーマでの利用など更に多角的に検討を加えた上で、慎重かつ合理的な機種選定に努めたい。

畜産技術センター及び水産技術センターにおいては、現時点では、今年度は機器の購入予定がないため、機種選定委員会を設置していないが、今後、購入に併せるなどして、所長、部長、科長等による選定委員会を設置し、能力、使用方法、保守管理、他の研究テーマでの利用等など更に多角的に検討を加えた上で、慎重かつ合理的な機種選定に努めたい。

(産業技術センター)

所管部局：商工労働部

機種選定の際の機種選定組織及びその基準については、「島根県産業技術センター試験研究機器選定等委員会設置要綱」に基づき、複数機種による比較や購入後の保守管理等を考慮し、購入機器の仕様を委員会で審査した上で、原則として一般競争入札により選定・購入している。

3 備品管理について

備品管理については、次の点に留意して取り組まれたい。

(出納局)

(1) 「一式備品」の管理について

複数の機器で構成される高額機器については、会計規則においては備品登録上「一式」のみで、機器の明細の記載や物品証票の貼付枚数の定めはない。そのため、監査実施機関においても重要物品整理票において、構成備品の明細が記載されていないものや物品証票の貼付が「一式備品」の主要機器1点のみとなっているものが見受けられた。

については、「一式備品」の構成機器の適正な管理のために、重要物品整理票の記載

3 備品管理について

(出納局)

(1) 「一式備品」の管理について

「一式備品」に係る重要物品整理票の記載方法及び物品証票のあり方については、従来から会計規則第93条及び同運用通知に基づき、備品等を受け入れたときは、物品証票をはり付けなければならない、物品証票をはり付けることが困難なものであっても、その品質に適した方法により当該証票と同様の事項を表示するよう努めることとしている。

また、会計事務質疑応答集において、物品を一括して取得した場合の物品整理票等

の方法及び物品証票のあり方について検討する必要がある。

(2) 備品の保守管理について

高額機器備品の中には、試験研究課題の終了や使用頻度の減少等にもなって、使用状況の把握や保守点検、整備が行われていなかった機器も見受けられたところである。

については、特に保全管理をする上で必要な機器等については、機器の使用状況や保守点検、修繕履歴などの諸記録の整理方法等について検討し、適切な機器の管理に努める必要がある。

4 機器の有効活用について

高額機器について、相互利用や外部開放が不十分なものが見受けられるので、所有機器のデータベース化により機器情報を公開するとともに、一層の有効活用に向け、以下の事項に取り組まれない。

(1) 機器の相互利用について

各機関と情報を共有し、県内の各機関はもとより、国その他の研究機関や中国5県での研究機関機器等の相互利用協定の活用等も併せて、相互利用を検討する必要がある。

(2) 機器の外部開放について

機器の外部開放については、機器名と使用料を条例又は施行規則で定めているが、利用実績が低い機器も見られるので、民間

の記載の仕方について示している。

これらの取扱いについて周知徹底を図るため、以下のとおり研修会等で指導を行うとともに、各所属長あてに通知を行った。

<指導内容>

○重要物品整理票の記載方法について、構成備品が多いため整理票に記載できない場合は、別途内訳書を作成して、当該整理票に貼付すること。

○物品証票の貼付について、主要機器だけでなく貼付ができる付属機器類にも貼付すること。

(2) 備品の保守管理について

保守管理の必要な重要物品については、保守管理履歴を重要物品整理票の備考欄に記載することとし、重要物品の保守管理について、各所属長あてに通知を行った。

<内容>

○保守管理の必要な重要物品についてはその旨を重要物品整理票の備考欄に記載し、別途保守管理履歴等の諸記録を保管し適切な管理に努めること。

4 機器の有効活用について

(中山間地域研究センター)

所管部局：地域振興部

(1) 機器の相互利用について

試験研究機器選定等委員会の中で、各機関と情報を共有し、相互利用の検討を行う。

(2) 機器の外部開放について

島根県中山間地域研究センター条例及び同施行規則により機器を開放しているところであり、ホームページでの周知や広報に一層努める。

(保健環境科学研究所)

所管部局：健康福祉部

保健環境科学研究所の備品は通常業務に用いる試験検査用機器のほか、原子力緊急時や健康

ニーズの動向を踏まえるとともに、より一層周知、広報に努める必要がある。

危機管理などに対処するために配備しているものであるため、外部開放は実施しておらず、今後も実施する予定はない。

機器の相互利用ができるものについては、県内や中国5県の試験研究機関等との相互利用の推進を検討することとした。

(農業技術センター)

(畜産技術センター)

(水産技術センター)

所管部局：農林水産部

(1) 機器の相互利用について

保有する機器の情報開示を行うとともに、他の研究機関の機器保有情報を得ながら、可能なものについては、相互利用を図っていききたい。

(2) 機器の外部開放について

各試験研究機関においては機器の外部開放はしていなかったが、現在、開放に向け準備を進めている。既に新たに開放の対象とする機器の選定は済んでおり、貸付料の算定や規則の新設などの準備を進めつつ、今後早期施行を目指して関係課と協議を行っている。協議が整い、準備が完了した段階で、規則の施行に併せて、周知、広報に努めていききたい。

(産業技術センター)

所管部局：商工労働部

(1) 機器の相互利用について

中国5県の公設試験研究機関において相互利用の協定を平成16年度に締結し実施している。

併せて、共同研究等に基づく大学、企業等による機器利用もなされている。

(2) 機器の外部開放について

外部への機器開放については、島根県産業技術センター条例及び同施行規則により約250点の機器を開放しているところである。

平成22年度で703件の利用実績があったところである。

5 機器の適切な管理・処分について

監査実施機関において、取得金額500万円以上の機器のうち平成21年度中に1日も使用されなかったものが全体の24%を占め、その主な理由は、研究が終了し現在研究テーマがないもの及び老朽化等による使用不能なものであった。

これらの機器については、今後の利用の可能性を再度検討し、使用見込みのない機器については、他用途での活用、売却、廃棄など、適時適切な処分に努める必要がある。

5 機器の適切な管理・処分について

(政策企画局、出納局)

(1) 指摘を受けた機器に関する調査結果

監査で指摘を受けた監査対象年度（平成21年度）の使用日数が「0」のもの（91機器）はもとより、使用日数が「10日未満」のもの（34機器）（購入金額500万円以上）すべてについて、

- ①購入の妥当性
- ②利用されていない理由
- ③今後の利用の可能性
- ④処分の妥当性

等に関する現地調査を実施したが、その結果は下記のとおりであり、特に問題となるものはなかった。

① 購入の妥当性

汎用性のない試験研究機器がほとんどで購入以外の方法では調達できなかった。

② 利用されていない理由

購入時から長期間使用し、老朽化によるものがほとんどであり、購入当初の目的は十分達成している。

また、使用日数が極めて少ないものの中には、防災機器など災害発生時にしか使用されないものなどもある。

③ 今後の利用の可能性

平成21年度は研究中断等により、使用がなかったものの、今後使用が再開される機器が数多く含まれている。

④ 処分の妥当性

これら老朽化した機器の中には、売却収入を確保することが困難な反面、重量のある機器などは処分自体に極めて多額の経費を要するものもある。

(2) 今後の対応

例えば、建物に据え付けられていることなどにより、廃棄等に莫大な経費を要する

	<p>ことから、当面処分を見送らざるを得ないもの、或いは、今後、研究テーマとして見込まれるものなど、当面保管が適当と認められる場合の取り扱いについて、その範囲を明確にするとともに、統一的な運用を行うため、機器の適切な管理・処分について、次のとおり取り扱うこととし、各所属長あてに通知を行った。</p> <p>< 内容 ></p> <p>○老朽化機器について、廃棄等の処分を行わず当面保管する場合は、その理由及び保管場所を重要物品整理票の備考欄に記載すること。</p> <p>○当面保管すると判断した重要物品については、今後「物品出納計算書」の重要物品の内訳書備考欄に、保管と記載すること。</p> <p>【当面保管が適当と判断される例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究機器等で、今後の要請により再度活用されることが見込まれるもの ・廃棄等に莫大な経費がかかることから、現時点における処分を見送らざるを得ないもの
--	---

島根県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、島根県知事及び島根県教育委員会委員長から平成22年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月 1 日

島根県監査委員	田 中 八洲男
同	石 原 真 一
同	法 正 良 一
同	山 川 博 司

平成22年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項・意見について

1 包括外部監査の特定事件

ヒューマンリソースの育成及び評価並びにそれらの双方向性について

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

項目 内容	措置状況を求める部局長（課、室）委員会等
<p>I ヒューマンリソースの育成</p> <p>(1) 知事部局自治研修所における研修実施実績について 選択研修計画時における定員数と修了者数実数の比率 について検討を行ったところ、達成割合が50%を下回る</p>	<p>(自治研修所)</p> <p>研修名に研修の内容をわかりやすく表現した副題 を付けることにより受講者の受講意欲を喚起すると</p>

<p>ものが散見された。達成割合が低いものに関しては、人材育成における研修の重要性、そして、限られた行政資源の有効活用の観点から、研修内容の見直しにおかれては関連部署との双方向的なコミュニケーションや連携を深めさらなる研修内容の充実を目指されたい。</p> <p>(2) 自治研修所における選択研修フォローアップアンケートについて</p> <p>アンケートへの積極的な参加を促されることで、研修計画策定者側と研修受講者側でのより一層のコミュニケーションを深められ、さらなる研修内容の充実に努められたい。</p> <p>(3) 自治研修所及び島根県教育センターの施設稼働率・利用状況について</p> <p>維持管理費用は固定的コストである性格が強く、また今後は施設老朽化による設備取替などの新たなコストが発生することも考えられることから、関連部署間での緊密なコミュニケーションによりさらなる施設の有効利用に努められたい。</p>	<p>ともに、研修内容に関係すると思われる職場に対しては、個別に情報提供を行うことにより、職員の受講を促すこととした。これらの取り組みにより、平成23年度上期（4月～9月）実施の研修については、受講申込受付期間中のものも含めて、定員数と修了者数（実施前のものについては申込者数）の比率が、すべて50%を上回っており、引き続き研修内容の充実を図り、受講率の向上に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">（自治研修所）</p> <p>平成21年度に実施した選択研修フォローアップアンケートは受講者に対して任意に協力を求める形でのアンケートであったが、平成23年度に実施するアンケートは研修終了時に各受講者に調査票を配付し、回答を義務づける形に改善した。</p> <p style="text-align: right;">（自治研修所）</p> <p>当所所管の諸室（研修室及び講堂）について、他所属にも広く利用を開放することとし、チームウェア（県内部のグループウェア）の「設備予約」に登録することにより施設概要等を広く周知し、利用希望に応えることで、施設の有効利用を図った。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁総務課）</p> <p>島根県教育センター所管の研修室等について、チームウェア（県内部のグループウェア）の「設備予約」に登録することにより、所内及び他所属の職員に、施設の概要（収容人数、部屋のイメージ等）や予約状況を随時閲覧可能にし、併せて、予約を簡易かつ迅速に行うことができるようにすることで利便性を高め、施設の有効活用を図った。</p>
<p>II ヒューマンリソースの評価</p> <p>(1) 島根県人事評価制度について</p> <p>① 人事評価制度の運用状況について</p> <p>現行の人事評価制度は平成17年度上期から管理職に対する運用が開始され、一般職への適用は平成21年度下期から開始されている。人事評価アンケート（平成21年度実施）では、人事評価制度の周知及び公平性の確保に向けては改善の余地が残されているという見方ができる結果となっている。一般職への正式適用は平成</p>	<p style="text-align: right;">（人事課）</p> <p>人材育成の重要なツールとして積極的に活用しているところであり、考課者訓練等により評価の公平性の確保に努めるなど、確実な制度運用を図っている。</p>

<p>21年度下期からであるという事情はあるが平成17年度下期からの試行運用を踏まえたものである。地方公務員法第40条の規定により、職員の執務について定期的な勤務評定を行いその評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされているため人事評価制度の確実な運用の徹底に努められたい。</p> <p>② 人事評価制度アンケートの回収率について 人事評価アンケート（平成21年度実施）は人事評価制度の運営実態等の検証を行い、現行制度をよりよいものとするを目的として実施されているが、その回収率は教育委員会における教職員評価システムに関するアンケート（平成21年度実施）の回収率との比較において著しく低い結果に終わっている。今回のアンケートにおいては制度運用の改善に資する意見や提案も行われており、今後のアンケート実施におかれては、アンケート調査実施の趣旨に鑑み回収率の向上に取り組まれたい。</p> <p>(2) 島根県教職員評価制度</p> <p>① 島根県教職員評価制度による人事評価の処遇等への活用について</p> <p>●島根県教職員評価制度の導入から既に5年が経過しており、評価システムの周知や公正性の確保は一定程度達成されているという見方ができる。知事部局における人事評価の処遇制度への反映の状況を踏まえながら、教育職員においても学校現場の実態に応じた評価結果の処遇等への活用の方の検討に着手されたい。</p>	<p>次回アンケートを実施する際には、アンケートの目的・活用方法の明確化を図り、回答しやすい内容・様式となるように十分に検討した上で実施する。また、回収率の向上を図るため、人事評価の実施に併せて回収するなど実施方法を工夫する。</p> <p>(教育庁高校教育課)</p> <p>学校現場の実態を踏まえた評価結果の処遇等への活用については、教育庁内にワーキンググループを設け、その活用の在り方について、様々な視点からの検討に着手する。 (検討課題の例)</p> <p>○知事部局における人事評価の処遇制度への反映の状況について</p> <p>○教育現場の実態に応じた評価結果の活用の在り方について</p> <p>○教職員のモチベーションの向上にむけた、評価結果の活用の在り方について</p> <p>○評価制度の公平性の確保について</p> <p>ワーキンググループの検討結果を原案として、学校・教育委員会・教職員組合の各関係者からなる「評価制度研究会議」の場において、さらに検討する予定である。</p>
<p>III 働く環境の整備</p> <p>(1) 健康の保持増進のための環境整備</p> <p>●労働安全衛生法第66条によれば、事業主は常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を実施することが義務</p>	<p>(人事課、教育庁福利課)</p> <p>今後も引き続き、受診率100%を目指し、受診の呼びかけや未受診者についての受診勧奨を徹底する。 (参考) 定期健康診断受診率</p>

<p>付けられている。県職員の定期健康診断の受診率は100%に満たないため引き続き改善に努められたい。</p> <p>●部課間、個人間により時間外勤務或いは在校時間または有給休暇消化状況に差異が認められる。人的資源配分をより適正化することに引き続き努められたい。</p> <p>●県立学校における教育職員の在校時間や有給休暇消化の状況の把握と管理は各学校に委ねられている。教育委員会においても学校現場に応じた管理の手法を検討されたい。</p>	<p>※知事部局</p> <p>H20-95.1%</p> <p>H21-96.9%</p> <p>H22-97.9%</p> <p>※教育庁</p> <p>H20-99.5%</p> <p>H21-99.8%</p> <p>H22-99.8%</p> <p>(人事課)</p> <p>業務量を総合的に見ながら判断しているが、引き続き各職場の状況を踏まえ適正な配置に努める。</p> <p>(教育庁高校教育課)</p> <p>教育委員会、学校現場それぞれで取り組むべき事項を整理し、「教育職員勤務時間適正化プラン(ガイドライン)」を策定してまとめ、教育委員会と学校現場が一体となって、教育職員の勤務負担軽減に取り組む。</p> <p>◎適正化プランの項目例</p> <p>(1) 校務・業務の効率化やICT化の推進 (H24に向け教職員用ネットワークの再整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職員に貸与したパソコンでインターネットが利用可能 ・グループウェアを導入し、メール・掲示板が利用可能 ・ネットワーク利用による学校への調査 ・照会等の事務負担の軽減 ・平成25年度以降において学籍管理や成績処理などの電子化・システム化を検討 <p>(2) 学校行事・事業等の点検 (会議・行事の再点検、部活動、平日勤務時間外の補習)</p> <p>(3) 年次有給休暇等の取得の促進 (年間を通した取得計画の作成、数値目標の設定)</p> <p>(4) 勤務環境の整備 (ノー残業デー等)</p> <p>(5) 心身の健康の保持増進 (総括衛生委員会の設置)</p> <p>各学校から取組結果についての報告を求め、教育</p>
---	--

(2) 男女がともに能力を発揮できる職場環境の整備

<知事部局及び教育委員会>

●島根県人材育成基本方針によれば、性別による固定的な職務分担意識を改め男女が対等なパートナーとして、政策・方針の立案及び決定に参画し、共に責任を担う職場づくりを進める方向性が示されている。職員の男女比率と管理職の男女比率をみる限りにおいては、現状においては必ずしもこの方向性が実現されていない面がある。近年、新規採用者における女性の割合は増加の傾向にあり、引き続き男女の公平な処遇の推進に努められたい。

●育児休業等対象者のうち取得者の割合は、女性に比して男性は極めて少ない。平成19年に国の「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」により策定された「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」で2017年の男性の育児休業取得率の数値目標は10%とされているが、男性の育児を特別視しない職場風土の改善など、育児休業を取得しやすい環境の整備に引き続き努められたい。

●介護休暇の取得実績が極めて少数にとどまっている。ワークライフバランスの立場に立ち職員への制度の周知を行う

委員会で状況を把握し、改善すべき学校については指導する。

<知事部局>

(人事課)

県が平成23年5月に策定した「第2次男女共同参画計画」では、県の政策や方針の決定過程に男女双方の意見を取り入れるため、県の審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めることとしている。この計画では、「県職員の管理職に占める女性の割合」を、現在の5.2パーセントから平成27年度には7.0パーセントとすることを目標に掲げており、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進に努めているところである。

<教育委員会>

(教育庁高校教育課)

県立学校の管理職に占める女性の割合は、現在8.3パーセントであるが、各学校における女性教職員の部長・主任等への登用、教育委員会事務局職員等への女性の積極的配置、県の教科リーダー教員や国等の長期研修参加者への女性の推薦等により、女性教職員に対するキャリア育成に努めるなど、今後も島根県男女共同参画計画に基づき適切に対応していく。

(人事課)

「子育てしやすい職場づくり推進計画」（島根県特定事業主行動計画）の実施状況把握のための各所属へのアンケート調査結果を踏まえて、今後の対策や計画の見直しに反映させる。また、総務事務システムの導入に併せて、職員が各自のパソコンから、簡易に育児休業の制度情報を入手したり、取得手続きをできるようにするなどにより、引き続き育児休業を取得しやすい職場環境の整備に取り組んでいく。

(教育庁総務課・高校教育課)

男性の育児休業制度について、各所属に対し通知を行うとともに、県立学校校長会等の機会を捉え、取得促進の環境整備のため、制度の周知を図っていく。

(人事課)

要介護者を家族に持つ職員の意見を聴取するなどにより、介護休暇を取得しやすい職場環境のあり方

<p>とともに、引き続き介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組まれない。</p>	<p>について検討を行う。また、総務事務システムの導入に併せて、職員が各自のパソコンから、簡易に介護休暇の制度情報を入手したり、取得手続きをできるようにするなどにより、引き続き介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組んでいく。</p> <p>(教育庁総務課・高校教育課)</p> <p>要介護者を抱える職員から意見を聞くなど、介護休暇をより取得しやすい職場の環境づくりについて検討を行うとともに、県立学校校長会等の機会を捉え、取得しやすい職場環境整備のため、制度の周知を図っていく。</p>														
<p>IV 働く環境の整備（知事部局及び教育委員会における職員 宿舍の入居状況と住居手当の支給状況について）</p> <p>(1) 平成21年度行政監査の結果に関する報告に関連して</p> <p>●現状における県の財政状況に鑑み、引き続き職員宿舍の有効利用に努められたい。</p>	<p>(管財課)</p> <p>他部局職員との相互入居の調整や宿舍自体を他部局へ移管するなど、有効利用に努めた結果、平成23年度の知事部局の職員宿舍入居率は89.3%と対前年比3.9ポイントの増となっている。</p> <p>※県職員宿舍の入居率の推移</p> <p>(住宅事情実態調査より：各年度5月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="954 1099 1233 1285"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入居率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>84.4</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>85.4</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>89.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育庁福利課)</p> <p>今後も他部局職員との相互入居調整を行い、教職員宿舍の有効利用に努めたい。</p> <p>※教職員宿舍の入居率の推移</p> <table border="1" data-bbox="954 1471 1367 1615"> <tbody> <tr> <td>H21 (6月時点)</td> <td>73.3%</td> </tr> <tr> <td>H22 (7月時点)</td> <td>74.4%</td> </tr> <tr> <td>H23 (7月時点)</td> <td>75.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	入居率 (%)	21	84.4	22	85.4	23	89.3	H21 (6月時点)	73.3%	H22 (7月時点)	74.4%	H23 (7月時点)	75.0%
年度	入居率 (%)														
21	84.4														
22	85.4														
23	89.3														
H21 (6月時点)	73.3%														
H22 (7月時点)	74.4%														
H23 (7月時点)	75.0%														
<p>V 働く環境の整備（県職員のICT環境について）</p> <p>(1) ICT環境整備状況について</p> <p>●情報の共有化による業務連携と内部事務の迅速化を図り、無駄のない効率的な行政システムを構築するために、県立学校教育職員用のネットワークの最適化の実現を図られたい。</p>	<p>(教育庁高校教育課)</p> <p>現在、県立学校の教育職員には校務用パソコンが各自1台ずつ配備されているが、インターネット等に接続されておらず、インターネット等を利用する場合は、各自のパソコンとは別の共用パソコンを利用して情報収集や電子メールの利用を行っていた。</p> <p>平成24年度には、教職員の業務能率の改善などのため、「新教職員ネットワーク」を整備することと</p>														

(2) ICT環境整備に係る調達コストについて

- 教育職員用パーソナルコンピュータ調達における契約方法、積算方法等については知事部局及び教育委員会での情報交換を深めることで、より合理的な調達を図られたい。

(3) 教育職員用のパーソナルコンピュータ代替機について

- 目的に合った代替機の貸し出しを行い、効率的、経済的な代替機運用に努められたい。
- 納入業者側で保管されるパーソナルコンピュータ代替機について、検品後においても定期的な現物確認を行うなど適正な管理に努められたい。

し、平成23年度はこれに向けてネットワークの現状調査を実施している。

「新教職員ネットワーク」では、各県立学校の各教育職員のパソコンを全県域のWAN（行政ネットワーク）に接続し、行政ネットワーク上の共用ファイルサーバ、島根県教育用ポータルサイト、電子メール・スケジューラ等のグループウェア機能などのネットワーク上の共通システムの利用を可能とすることで、業務の効率化を図ることとしている。さらに、この取り組みにより、全庁的なネットワーク基盤の共有化、ネットワーク上の全庁共通システムの効率的利用はもちろん、各コンピュータの自動的なリモート保守（OS・ウィルス対策ソフト等の自動アップデート）や認証機能の強化（ハードウェア認証及びユーザID・パスワードによる認証）等を通じて、セキュリティ対策の格段の強化、保守管理業務の縮小も可能となる。

（教育庁高校教育課）

監査における指摘を踏まえ、教職員用パソコンの調達方法を検討し、平成23年度において、保守管理のあり方を含め、知事部局と調整を行い、知事部局分と教育委員会分を併せて調達した。今回の調達においては、一括調達と機種統一等により、コストダウンに併せ、障害対応等の負荷軽減、セキュリティ対策の強化も図ることができることとなった。

なお、次回以降の更新においても、知事部局と適切な情報交換を行い、合理的な調達に努める。

（教育庁高校教育課）

現在、教育職員用のパソコンについては、教育委員会において調達し、運用しているが、平成23年度における更新については、知事部局と一括して調達を行った。

これに伴い、代替機についても、機種等を統一し、知事部局と共同で確保・運用することとした。

代替機の必要数については、知事部局、教育委員会等における故障時貸出件数、講演会等におけるプレゼンテーション用貸出件数など、過去の運用実態を踏まえるとともに、一定の安全率を織り込むことにより適切に算出し、過不足無く確保することとし

ている。

また、貸出運用にあたっては、知事部局及び教育委員会の代替パソコン貸出規程に基づき、適切な貸出・回収に努める。

なお、貸出や、回収、回収後の初期化などの業務については、知事部局において、担当職員の管理・監督のもとに委託により一元的に行うこととしている。これにより、今後、現物確認を含めて、適切な現物管理を行うことができるものと認識している。